



暮らし・手続き

子育て・教育

健康・福祉

観光・文化・スポーツ

産業・ビジネス

市政の情報

入力してください。

サイト内検索について

トップページ

暮らし・手続き

ごみ・環境

環境衛生・自然環境

野良猫で悩んでいる人へ（地域猫活動）

印刷用ページ

暮らし・手続き

[住民票・戸籍・印鑑登録・各種届出](#)[市税](#)[まちづくり](#)[交通](#)[住まい](#)[公園・緑化](#)[防災](#)[消防本部・消防署](#)[防犯・交通安全](#)[ごみ・環境](#)[広聴・市民相談・消費生活](#)[マイナンバー](#)[人権・男女共同参画](#)[市民協働・地域活動](#)

野良猫で悩んでいる人へ（地域猫活動）

ツイート いいね!

最終更新日：2023年5月15日

地域猫活動

平塚市では現在、野良猫に関する相談が多数寄せられています。

「いつも庭にフンをされる！」
「駐車場の車に傷をつけられた！」
「地域に野良猫が増えて鳴き声がうるさい！」

等々。同時に

「野良猫を他の場所に連れて行ってほしい。」
「市や保健所で捕獲して処分してもらえないのか。」

といった要望も寄せられます。

しかし、猫は愛護動物として「動物の愛護及び管理に関する法律」によって守られており、市などで処分や捕獲することもできません。

ただ、野良猫をそのままにしておくと、爆発的な勢いで増え、被害が大きくなるとともに、「猫が好きな人」と「猫が嫌いな人」がいがみ合い、取り返しのつかない大きなトラブルにつながる可能性があります。

そこで市では「地域猫活動」によって地域のトラブルの解決を目指しています。

地域猫活動とは、野良猫が増えて困っている人、野良猫に心を痛める人、市民活動団体、平塚市役所、そしてその地域の自治会等が話し合いを重ね、野良猫被害の軽減やトラブルの防止に取り組む活動です。

具体的には以下の「地域猫のルール」をしっかりと守って管理することで、野良猫が地域の中で共生できるようにしていきます。

重要なことは、**地域猫活動は猫を守るための活動ではなく、そこに住んでいる地域住民を守るための活動だということです。**

野良猫の数をゼロにするのではなく、地域のトラブルの数をゼロにすることを目指しています。

「地域猫」のルール

地域猫活動は、野良猫のためではなく**地域のための活動**であるため、近隣からの理解を得たうえで、以下のルールを守り取り組む必要があります。

● 不妊去勢手術を行ない、これ以上野良猫を増やさないようにする

野良猫は年に3~4回出産し、一度に5匹ほど子猫を産みます。不妊去勢手術をすることでこれ以上野良猫が増えないようにし、一代限りの命を全うさせます。野良猫の寿命は飼い猫よりもずっと短く、3~5年と言われているため、そのくらいの期間をみて地域猫活動を行ないます。

- **決められた時間と場所でエサを与え、食べ残しはきちんと片付ける**

地域の理解を得るため、エサをあげっぱなしにせず、片付けまできちんと行なうことが大切です。

- **トイレを作り、フンの清掃と周辺の美化に努める**

他人の庭でフンをさせないためにも、エサやりの時にはトイレを設置し、そこにフンをさせる必要があります。

- **猫の世話をする人は適正に管理をし、猫嫌い・無関心な人は、地域の問題として理解する。**

猫に対する感情は人により様々です。猫の世話をする人はルールを守ってきちんと管理をし、嫌いな人や無関心な人は、野良猫のためではなく地域のための活動であることを理解しましょう。

地域猫活動に興味がある方、取り組みたいという方は環境保全課（TEL 0463-23-9969）までお問合せください。

NPO法人「平塚のら猫を減らす会」との取り組みについて

市では、平成23年度から、市内で活動するNPO法人「平塚のら猫を減らす会」と、地域猫活動や不妊・去勢手術の実施などの野良猫対策に取り組んでいます。

[NPO法人「平塚のら猫を減らす会」](#)（外部リンク）

同会は、「飼い主のいない猫」の不妊・去勢手術を手術を中心として、活動するボランティア団体です。

シェルターを持たない団体の為、保護のご依頼はお受けできません。



地域猫に関する資料

[パンフレット「地域猫活動を始めませんか」](#)（PDF262KB）

- 地域猫活動について、基本的な流れやよくある質問などをまとめたものです。

[チラシ「地域猫活動を始めませんか」](#)（PDF236KB）

- 地域猫活動について短くまとめた簡略的なチラシです。

動物の愛護及び管理に関する法律

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」とする。）が令和2年6月1日に改正されました。

野良猫を含む愛護動物に対して殺傷・虐待・遺棄することについて以下のとおり罰則が規定されています。

- みだりに殺し又は傷つけた場合は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 動物を虐待した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 動物を遺棄した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

他にも、「犬猫の売買の規制に関すること」「マイクロチップの義務化に関すること」などが段階的に施行されます。

詳しくは以下のリンクをご覧ください。

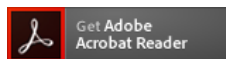
[「動物の愛護及び管理に関する法律」](#)（外部リンク・環境省）

公益財団法人どうぶつ基金との協働事業（さくらねこTNR事業）

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

詳しくは、[公益財団法人どうぶつ基金（外部リンク）](#)のウェブページをご覧ください。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、以下のページからダウンロードしてください。

[Adobe Reader ダウンロードページ](#)

このページについてのお問い合わせ先

環境保全課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 本館5階
直通電話：0463-21-9764（環境指導担当）／0463-23-9969（環境対策担当）
ファクス番号：0463-21-9603

[お問い合わせフォームへ](#)

このページについてのアンケート

このページの情報は役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

このページに関してのご意見がありましたらご記入ください。

ここに入力されたご質問等については個別にお答えいたしかねます。また、個人情報は入力しないでください。

送信

平塚市役所

法人番号3000020142034

〒254-8686

神奈川県平塚市浅間町9番1号

電話番号 : 0463-23-1111 (代表)

ファクス番号 : 0463-23-9467

開庁時間 : 月曜から金曜日の午前8時30分から午後5時まで
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

[市役所のご案内](#)

[お問い合わせ](#)